

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、○年○月○日、A所在の会社B（以下「清掃社」という。）に雇用され、午前○時頃から午前○時頃まで、ごみ収集運搬業務に従事していたところ、○年○月○日に山中において死亡していた。死体検案書には、「死亡したとき：○年○月○日、午後○時頃」、「直接死因：右頸部切創による失血性ショック」、「死因の種類：自殺」と記載されている。

2 請求人は、被災者の死亡は清掃社における業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）への審査請求を経て再審査請求をしたものの、当審査会は、○年○月○日付けでこれを棄却した（平成27年労第232号事件。以下「前裁決」という。）。

3 本件は、請求人が、被災者は清掃社の業務終了後、清掃社とは異なるBに所在する会社C（以下「本件会社」という。）において配送業務に従事しており、被災者の死亡は本件会社の業務が原因であるとして、遺族補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会では、決定書(略)に説示するとおり、本件会社の労働者であったことに疑問が残るものの、請求人は、被災者の死亡は本件会社の業務が過重であったことによるものであり、業務上の事由によるものであると主張しているので、以下検討する。

(2) 被災者に発病した精神障害の病名と発病時期については、前裁決理由に説示するとおり、〇年〇月下旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.0 急性ストレス反応」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと推認する。

(3) 精神障害の業務起因性の判断基準は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。

(4) 本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、本件会社における被災者の労働時間を見ると、労働時間集計表のとおり、最大でも発症前1か月の51時間57分であり、1か月に80時間に満たないものであったことからすると、当審査会としても、決定書(略)理由に説示のとおり、その心理的負荷の強度は「弱」程度ないしはそれにも達しないものであると判断するのが妥当である。

(5) 以上のとおりであるから、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」であり、

その全体評価は「弱」とであると判断する。

(6) したがって、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

(7) なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。